

【教育民生常任委員会政策提言】

「成年後見制度が『最期まで自分らしく生きるための選択肢の一つ』として
活用されるための提言」

令和6年1月11日

北上市議会

1 提言概要

成年後見制度は、認知症や障がい等で判断能力が不十分な人のために財産管理や契約を代わって行う後見人等を選任する制度で、平成12年からスタートした制度である。

成年後見制度の利用の対象となり得る高齢者は日本全体で増えており、また、高齢化率も上昇し北上市でも例外ではない。北上市内の65歳以上の人口は2020年で25,459人、高齢化率も27.6%となっている。今後、高齢化がますます進むと予想され、2021年の推計では2040年には65歳以上の人口は29,275人、高齢化率は32.9%とされている（第1期北上市成年後見制度利用促進基本計画より）。

また、知的障がい者・精神障がい者も成年後見制度の利用を想定しているが、こちらの人数も年々増えている。北上市内では、2010年に知的障がい者は605人、精神障がい者は331人となっているが、2019年には知的障がい者は818人、精神障がい者は776人となっている。知的障がい者・精神障がい者ともに経年で増加しているが、特に精神障がい者が2010年と2019年で比較して2倍の増加（445人増）となっている（第1期北上市成年後見制度利用促進基本計画より）。

少子高齢化が進み、市内には認知症やその他障がいのため、自分で金銭管理の難しい市民が増えている。また、施設等への入所手続きや社会生活を営むための様々な手続きにおいても問題を抱える市民が増えている。加えて、障がい者の保護者の中には、自分亡き後の子どもの生活を心配する状況も見受けられる。

成年後見制度は、そのような判断能力が不十分な方々が活用できる制度であるにも関わらず、必要な方にこの制度が活用されていない状況である。判断能力が低下しても、自己決定や権利及び財産を守る手段の1つとして成年後見制度の利用は有効と考える。

令和4年12月末時点で成年後見制度を利用している市民は103人（盛岡家庭裁判所における市町村別成年後見制度の利用者数（類型別）より）、権利擁護支援が必要と思われる市民は、令和5年3月末時点で最大3,518人と見込まれており、ケースによっては成年後見制度の利用が必要と考えられる。

現在、財産管理や契約を代わって行う市内の後見人のなり手の候補者は、親族や、弁護士及び司法書士、社会福祉士などの専門職であるが、専門職の人が後見人として受任できる人数には限りがあり、需要に供給が追いつかない可能性がある。

人生を最期まで自分らしく生きるための選択肢の一つとして成年後見制度が活用されるために、成年後見制度の周知及び、成年後見制度利用の需要に対応できるよう成年後見人の担い手となる市民後見人の育成・支援に関し、次のとおり提言する。

【成年後見制度の活用】

提言 1 市民に対し成年後見制度のさらなる周知を図ること

**提言 2 必要とする方が成年後見制度をスムーズに活用できるよう支援者の専門
力・コーディネート力・サポート力の向上及び充実を図ること**

**提言 3 成年後見制度の安定的な運用のため、法人後見拡充に向けて働きかけを
行うこと**

【市民後見人の育成・支援】

**提言 1 市民後見人の育成及び受講者が活躍できる仕組みを関係団体と検討する
こと**

提言 2 市民後見人の受任体制について調査・研究すること

2 本市の現状及び先進地視察について

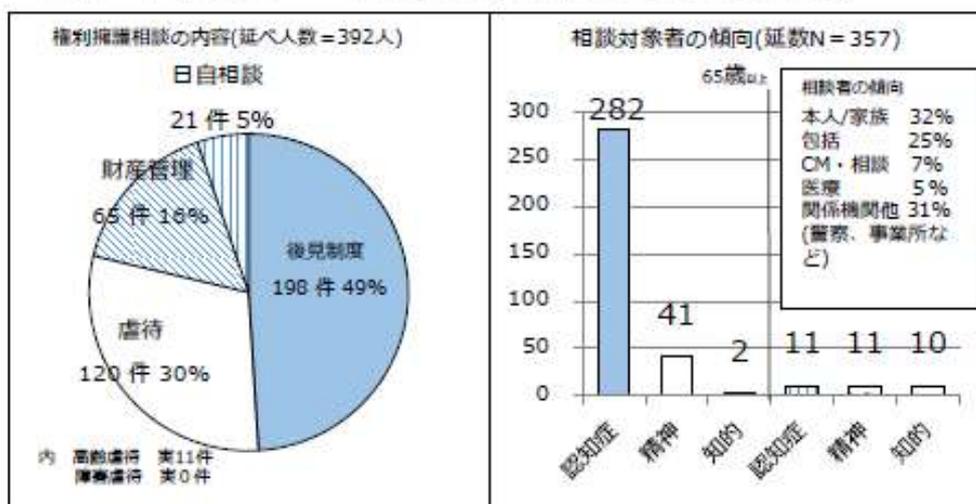
(1) 市の状況について〔令和4年7月5日〕

「本市における権利擁護について」をテーマとし、当局から現状や課題について説明を受けた。

- ・成年後見制度や権利擁護に関する相談を受け付ける「権利擁護支援センター」を令和3年4月に長寿介護課内に設置。
- ・令和3年度の相談延べ人数は392人であった。

1 権利擁護支援センターの利用状況

権利擁護支援センターは令和3年4月1日付けで長寿介護課内に設置して以降、昨年度は延べ392人から権利擁護に関する相談を受けた。



【令和4年7月5日当局説明資料（抜粋）】

- ・権利擁護について、課題として捉えていること（抜粋）
 - ① 限られた人的資源の有効活用
 - ② 市民後見人の育成、フォローアップ及び活躍支援
 - ③ 地域の権利擁護支援者が日常的な業務において、連携の取りやすい仕組みづくり
- ・家庭裁判所、司法職、地域包括支援センター、相談支援事業所、ケアマネジャー連絡協議会、老人福祉施設連絡会、在宅医療介護連携支援センター、警察、民生員児童委員協議会、社会福祉協議会、権利擁護担当課による「北上市地域連携ネットワーク会議」を開催し、成年後見制度に関し課題・問題点が出された。

【成年後見制度に関して出された課題・問題点（抜粋）】

- ① 制度が分からない
- ② 「まだいい」と考える人に支援をつなげたい

- ③ 高齢、障がい、司法分野と複合的な課題を抱える世帯が増えており、その際の連携の仕方が分からない
- ④ 市民後見人の育成も大切
- ⑤ 成年後見制度利用者の増加で後見人を受任できなくなる可能性がある。

(2) 視察の結果について【令和5年1月27日】

市民後見人の育成について先進事例を学ぶため、教育民生常任委員会として令和4年度に研修視察を実施した。

① 視察先

町田市社会福祉協議会

② テーマ

市民後見人の育成について

③ 町田市のこれまでの取組

- ・ 2009年度（平成21年度）
成年後見制度推進機関の設置
- ・ 2018年度（平成30年度）
事業充実検討委員会の設置
5回の委員会を開催し、成年後見制度利用促進基本計画が求める成年後見制度推進機関としての今後の取組について、「広報機能」「相談機能」「後見人支援機能」等5つについて検討を行った。
- ・ 2019年度（令和元年度）
事業充実具体化委員会の設置
4回の委員会を開催し、短期の取組について、議論を深め、具体的な仕組みにするため、整理が必要な項目の検討を行った。
- ・ 2020年度（令和2年度）
成年後見制度中核機関の設置

④ 市民後見人の育成

ア 育成委員会の立ち上げ・委員会での検討内容

- ・ 町田市では、平成24年4月の改正老人福祉法施行後、平成24年12月～平成26年1月にかけて市民後見人育成検討委員会を5回実施。育成の流れやカリキュラム等について検討した。
- ・ 平成26年4月に市民後見人育成委員会を組織。市民後見人育成委員会は現在でも年4回開催している。

[委員会構成]

専門職等…学識経験者、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、税理士

行政…町田市高齢者福祉課

※ 事務局は社会福祉協議会、町田市福祉総務課

[委員会での検討内容]

- ・ 育成事業実施時の受講者選考、生活支援員登録者選考及び市民後見人候補者の登録更新について審査し、判断を示すこと
- ・ 市民後見人育成事業実施に伴うカリキュラム及びテキストに関すること
- ・ 受任候補者の調整及び推薦に関し、判断を示すこと
- ・ 後見業務及び法人後見監査業務に関する相談助言
- ・ その他、目的を達成するために必要なこと

イ 育成研修

- ・ 平成26年度から2年に1回のペースで育成を継続中。令和4年度は第5期の後半。
- ・ 研修の周知は、社協だより、広報まちだ（市の広報）のほか、包括支援センターや図書館にチラシを配置。
- ・ コロナ禍の工夫として、オンラインや動画配信スタイルでも研修を実施した。結果として、町田市市民後見人の登録者数は令和4年度現在75名（累計）。単年度では45名の登録者数となっている。

[研修内容]

- ・ すべての科目の履修が必須。
- ・ 1年目：基礎研修…10日間18科目。知的障がい者への理解や家族法・財産法、介護保険制度などについて学ぶ。講師は学識経験者や施設職員など様々。受講後、レポートや確認テスト、集団討論などの決定審査を経て2年目に進む。
- ・ 2年目：実務者研修…6日間の集合研修、2日間の施設実習に加え、生活支援員活動を年12回以上行う。
その後、面接等の選考審査を経て市民後見人として登録される。

ウ 市民後見人登録後の取組・フォローアップ体制

- ・ 登録後3年ごとに面接を実施し、登録継続の意思確認などを行っているほか、フォローアップ研修（年4回）などを実施。

⑤ 市民後見人の受任

ア 町田市市民後見人の受任要件

- ・ 類型（後見、保佐、補助）は問わない
- ・ 地域住民によるきめ細かな見守り等の支援が必要である事案
- ・ 親族間の紛争性がない、親族の後見人等候補者がいないなど6項目に該当するもの

イ 受任実績

- ・町田市市民後見人の受任者数は、令和4年度現在68名（累計）。単年度では8件の受任（後見7、保佐1）となっている。

[2022/12/31現在]

- ・登録者総数 45名
- ・受任件数 31件（後見 23、保佐 6、補助 2）
- ・監督件数 26件（後見 18、保佐 6、補助 2）
- ・受任のべ件数 68件（後見 52、保佐 12、補助 4）

ウ 受任までの流れ・受任後のフォロー

・例

- I 委員会での検討、関係機関からの選出依頼
- II 候補者調整
- III 受任案件マッチング会議（妥当性、候補者のマッチング）
- IV 候補者面接申立て
- V 引継ぎカンファレンス

※ 原則として、市民後見人が受任した案件は町田市社協が監督している

- ・受任後のフォローとして、定期報告（初回、3か月ごとの報告、家庭裁判所へ提出する年間報告の確認など）や、相談ペーパーやメール・電話等による随時相談受付を実施しているほか、専門職の委員による受任者面接（受任3か月後と年1回）を実施。

⑥ 権利擁護支援検討委員会について

ア 内容

- ・権利擁護に関わる支援方針や成年後見制度の申立てに関わること、モニタリング・バックアップについて検討を行っている。原則1か月に1回開催。

イ 委員会構成

専門職…弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、ケアマネ、学識経験者

行政…町田市高齢者福祉課、障がい福祉課、生活援護課

※ 事務局は町田市社会福祉協議会、町田市福祉総務課

ウ モニタリング・バックアップについて

- ・審判が下りたら変わらない静的な制度利用から、本人の状況に応じて変化する動的な制度利用に向けた活用を目指している。必要に応じて検討委員会への提案を案内。

例) 本人や支援関係者との関係性に変化が生じた、類型や代理・同意権を変更する必要性を感じる、成年後見人等の追加や交代が必要、など

⑦ 後見制度利用促進協議会について [年2回開催]

ア 主な審議内容

- ・ 成年後見制度の利用促進に関する基本的事項
- ・ 福祉サポートまちだが実施する事業の監督に関する事項
- ・ その他成年後見制度の利用促進等に関する事項の審議

イ 委員会構成

専門職…弁護士・司法書士・社会福祉士などの各団体から
行政…町田市高齢者福祉課・障がい福祉課・生活援護課
※ 事務局は町田市社会福祉協議、町田市福祉総務課

⑦ 今後の課題と捉えていること

ア 支援者の成年後見制度や成年後見人に対する捉え方

- ・ 日常生活に関わる支援者の役割
- ・ 成年後見人は万能ではない（後見人ができることは限られており、本人に関わる支援者のうちの一人であること）

イ 本人の状態に合わせた成年後見制度の柔軟な活用

- ・ 類型や代理権・同意権の変更
- ・ 本人の状態に応じた成年後見人の交代

⑧ 主な質疑

Q モニタリング・バックアップに関して、一度決定されたら交代等はできないものと思っていたが。

A 特別法律で禁止されているものではない。これまでも特にそういったハードルはなかったが、交代という発想がなかったために、一度後見人がついたらずっとその人という考え方が出来上がっていったと思われる。最近の日本社会の方針としても、これからはその人に合っている支援者は誰かということに重きを置いて、しっかりみんなで考えていこうとなっている。ただ、被後見人の考え方も全員がそのようになっているわけではないので、我々としては、本人にとって誰がベストなのかということのポイントに、今後もみんなで一緒に考えていきたい。

Q 養成コースは、仕事をしていても受講できるようなカリキュラムか。

A 第5期育成研修では、参集しての受講のみではなく、オンライン（zoomを利用）での受講や、動画視聴による受講など、その人の都合に合わせた受講スタイルが選べるような形をとった。ただ、後半の実務者研修（実習）では1年間で12回以上の生活支援活動をしてもらうこととしており、町田市社会福祉協議会と雇用契約を結んで生活支援員になってもらう必要がある。また、その活動も平日の日中（金融機関が開いている時間帯）となるので、副業が禁止されていたり平日の活動が難しい方は断念することもある。

Q 最終的な後見人の決定は家庭裁判所が行っていると思うのだが、なぜ町田市

は市民後見人の選ばれる割合が多いのか。

A 東京は専門職や金融機関が多い。後見人の選出に関しても、岩手県がどのような状況かは分からないが、町田市の場合裁判所一任というのはかなり少ない。また、早期から市民後見人の育成に取り組んできた実績や、そのサポート体制についても裁判所は分かっているため、裁判所と中核機関の関係性の違いというのも理由の一つとしてあると思う。

Q カリキュラム内容（座学の項目）は、何か国で示しているものを基にしているのか。

A 参考にしている部分もあったと思うが、第1期研修を実施する際に、どのような市民後見人を育てていきたいかということについて、時間をかけてしっかり議論した経緯があり、そこがベースになっていると聞いている。



(3) 各種団体から見た成年後見制度の活用状況、市民後見人の考え等について

【令和5年8月4日～8月10日】

成年後見制度の利用が想定される対象者の支援者に対し、成年後見制度の効果的な周知方法、成年後見制度を利用するにあたっての課題及び市民後見人育成に関する課題等について、市内4団体に対しヒアリング調査を行った。

① ヒアリング先

8月4日 地域包括支援センターわっこ

北上市社会福祉協議会

8月9日 社会福祉法人方光会

8月10日 相談支援センターさくら

② ヒアリング結果（抜粋）

【成年後見制度】

ア 成年後見制度の認知度

- ・実務に当たる職員のすべてが認知するという事は難しい状況。しかし、各施設の相談員等、相談対応する職員には概要は周知されていると予想される。
- ・市のアンケートで一般市民（40歳以上）の7割、サービス事業所の4割が成年後見制度について知らないと回答。
- ・一般市民は身近に対象になりそうな方がいれば多少認知しているが、それ以外は認知していない。

イ 成年後見制度の周知

- ・商業施設で啓発事業の予定もあり、市民の生活に近い場所で啓発をされていることは、より市民に伝わる形だと感じている。
- ・制度の啓発も必要だが、以下の観点も重要視している。
 - I 成年後見制度はあくまでも選択肢の一つとして知っておくという啓発。
 - II 成年後見制度を利用しなくてもいい備え（心づもり）をしておくことが大切。
 - III 子供たち（中高生）、働く世代、高齢者と幅広い年代の関心事になることが重要。
 - IV 福祉以外の生活を支える社会機能の金融、企業、物流・運送、医療、工業、教育等のそれぞれの分野の中で啓発が必要
 - V 制度を利用し、生活機能を維持することで住み慣れた場所での生活が実現できる可能性が広がることの示唆。
- ・障がいの程度が重い利用者が多いので、研修などで保護者に分かりやすく説明してほしい。
- ・少人数で市が関与した説明会を開催してほしい。
- ・個別での相談を受けつけてほしい。
- ・親亡き後に考えるのではなく、利用者の自立という観点からは早期の制度利用も必要と考えられる。
- ・動画配信。
- ・個別の説明や相談対応等が可能な市部署の役割

ウ 権利の制限

- ・成年後見制度の利用者には、権利擁護よりも行動制限と受け止めている方が多いように感じる。権利擁護が目的の場合に、運用において自己決定権が侵害される場合もあるのではないかと不安を感じる。

エ 成年後見人のなり手

- ・行政書士や社会福祉士等の職能団体等含めた後見人等の受け手不足が

制度利用の課題となっている。また、障がい者を担当できる後見人等が少ない。

オ 成年後見制度全般／申立、実費、苦情

- ・低所得者の成年後見制度利用においては、後見者の報酬や実費等が適切に賄われずに持ち出しとなる事案もあると聞いている。
- ・成年後見制度利用における苦情の申立の方法が理解できない。できても裁判所に申し出ることが困難な方が多いと感じる。

カ 法人後見

- ・現時点よりも多く活用できる仕組みが北上市には必要だと考える。

【市民後見人の育成】

ア 市民後見人の職務、資質

- ・専門職後見人と市民後見人が複数後見の活動を行い、専門職が必要な課題が解消され、生活が安定されたのち、市民後見人が単独で受任することで専門職後見人の担い手不足の解消、軽減が期待できる。
- ・どんな方にしろ信頼がおける方
- ・難易度が低い事案について、専門職後見人と違った分野での対応を期待したい。

イ 市民後見人育成

- ・継続した養成研修の開催が必要。年6回くらい。
- ・継続的な市民後見人養成講座や市民公開講座の実施。
- ・福祉や医療関係者と継続的に情報交換を行い状況を共有する。
- ・日常生活自立支援事業を体験実習としての活用は不可能ではないが、制度の違いの理解や守秘義務などの問題はある。利用者の理解も必要。
- ・社会福祉協議会へ市民後見人育成の委託打診があった場合、受託するかはこの場で判断はできないが、実態として現状の体制では厳しい。市民後見人養成講座のフォローアップ等も含め、当局からどのような条件で打診があるかが重要と思う。
- ・市民後見人育成について、市と社会福祉協議会との協働での実施について、協議には応じたい。当局からは、委託料や社会福祉協議会の体制などを勘案して提案いただきたい。
- ・社会福祉協議会の法人後見の補助活動参加等の検討はどうか。
- ・活動に備えて、名簿登録等図ることも必要と考える。
- ・市民後見の役割は人材不足を補うことではないという基本的な考えも大切ではないか。地域に暮らす住人として利用者と同じ目線で考え、相談し合い、寄り添い型の支援を担うという考えのもとで、市民後見を推進していくことが大切と考える。

ウ 市民後見人のサポート体制

- ・対応できる知識を備えたスタッフの設置、相談に対応できるスタッフの人数の確保、状況に応じて弁護士などの専門職からも助言が受けられる体制。
- ・専門職や実際に市民後見を受任している方、家庭裁判所等と勉強会や情報交換を行うことも含めて継続して実施することが必要。
- ・受任後のサポート体制の確立
- ・勉強会、連絡会、カフェなど含め、支援体制やバックアップ体制を充実させる。

エ 市民後見人のなり手

- ・他の講座（ボランティア、認知症）の受講者、親族後見人の経験者
- ・制度上の欠格事由者を除いた市民であれば、全ての方をなり手として期待したい。間口を広げることによる成年後見制度の周知と底上げ等の役割を期待するものである。当然、研修等を進める中で一定のスキルによる選別（市推薦）は必要となると考える。

オ 市民後見人の活躍の場

- ・養成講座修了後に受任要請（活躍の場）がない場合がある。
- ・成年後見以外にも認知症サポーター等でも活躍してもらえる可能性もある。

(4) 当局ヒアリング【令和5年10月31日】

これまでの視察やヒアリング調査を踏まえ、総括的な聞き取りとして当局より現状等の説明後、質疑応答を実施した。

① 第1期北上市成年後見制度利用促進基本計画の成果と課題

令和3年3月に策定した「第1期北上市成年後見制度利用促進基本計画」で設定している4つの目標について、これまでの成果と課題が示された。

ア 目標1 広報の推進

I 主な取り組み

- ・市民及び支援者含めて、市民向け講演会の実施、出前講座、成年後見制度ガイドブックの作成、医療従事者向け勉強会の開催など

II 成果

- ・成年後見制度の認知度の向上

III 課題

- ・一般市民（40歳以上の7割）、サービス事業所の4割が成年後見制度について知らない、権利擁護支援センターが知られていない

| 目標 | 成果指標 | R1 (実績) | R3 (実績/目標) | R4 (実績/目標) | R5 (目標) |
|--------|--------------------------------|------------|---------------|---------------|------------|
| 1 広報推進 | サービス事業所等の制度及び中核機関認知度 (単位：%) | 38 | 56/50 | 59/60 | 70 |

【令和4年10月31日当局説明資料（抜粋）】

イ 目標2 相談機能の充実

I 主な取り組み

- ・中核機関の設置運営、地域連携ネットワーク会議の設置運営

II 成果

- ・連携の仕組みである地域連携ネットワークを構築し、相談件数が増加

III 課題

- ・複雑化する相談ニーズへの対応、地域連携ネットワークの強化

| 目標 | 成果指標 | R1 (実績) | R3 (実績/目標) | R4 (実績/目標) | R5 (目標) |
|--------|-------------------------------------|------------|---------------|---------------|------------|
| 2 相談充実 | 権利擁護の相談件数 ※市と委託事業所の総件数 (単位：件) | 378 | 1,280/ 500 | 1,518/ 550 | 600 |

【令和4年10月31日当局説明資料（抜粋）】

ウ 目標3 成年後見制度利用の促進

I 主な取り組み

- ・本人、親族等申立の場合の申立支援の実施、成年後見制度利用支援事業の対象者拡大、受任者調整会議の開催、移行支援検討会議の実施

II 成果

- ・成年後見制度利用支援事業の対象者拡大による利用しやすさの向上、受任者調整を行うことで、申立から受任までスムーズになった

III 課題

- ・専門職の担い手不足、限られた人的資源の有効活用、市民後見人・法人後見といった新たな担い手の確保が必要
- ・権利擁護支援が必要と思われる人の最大の推計値として令和5年3月末現在3,518人

要介護認定を受けていて認知症高齢者自立度がⅡ以上の人（認知症の疑いが高い人）、療育手帳A級の人（知的障がい者）、精神保健福祉手帳1

級以上の人（精神障がい者）を合わせた人数

この中で課題に応じて成年後見制度の利用が必要になる

| 目標 | 成果指標 | R1 (実績) | R3 (実績/目標) | R4 (実績/目標) | R5 (目標) |
|--------|-----------------------|------------|---------------|---------------|------------|
| 3 利用促進 | 成年後見制度の利用者数 (単位：人) | 83 | 97/90 | 103/110 | 135 |

【令和4年10月31日当局説明資料（抜粋）】

エ 目標4 後見人支援体制の構築

I 主な取り組み

- ・権利擁護支援チーム構築を目的としたケア会議の開催、裁判所との情報共有

II 成果

- ・後見人等から相談を受け、中核機関が調整役となり後見人等の交代ができた

III 課題

- ・専門職からの相談は来るが、親族後見人からの相談がほとんどない、後見人等がメリットを感じられるバックアップ体制の構築

| 目標 | 成果指標 | R1 (実績) | R3 (実績/目標) | R4 (実績/目標) | R5 (目標) |
|--------|--------------------------------------|------------|---------------|---------------|------------|
| 4 後見支援 | 後見人等受任後のフォローや支援を実施した対象者数 (単位：実人数) | 4 | 13/7 | 7/20 | 25 |

【令和4年10月31日当局説明資料（抜粋）】

② 計画策定に係る調査結果【概要】

第1期北上市成年後見制度利用促進基本計画の課題を踏まえて調査が行われ、その結果の概要が示された。

計画策定に係る調査結果【概要】

令和5年10月31日 福祉部長寿介護課



1. 各アンケート等調査結果の概要

計画策定の参考にするため、次のとおりアンケート及びヒアリング調査を実施

| 事業所向けアンケート | |
|---------------|--|
| 目的 | 成年後見制度、中核機関、意思決定支援の認知率などの把握 |
| 期間 | R5.8.17～R5.9.13 |
| 回収数 | ①高齢者施設 144事業所 ②障がい者施設 61事業所 ③病院 2か所 |
| 主な回答 | <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の認知率：知っている→50% ・中核機関の認知率：知っている→82% ・意思決定支援の認知率：知っている→55% ・そのうち、実施している：60% |
| 専門職団体向けアンケート | |
| 目的 | 受任可能数、専門職の抱える課題の把握 |
| 期間 | R5.8.10～R5.8.31 |
| 回収数 | ①弁護士1名 ②司法書士1名 ③社労士7名 ④行政書士3名 ⑤社労士2名 |
| 主な回答 | <ul style="list-style-type: none"> ・在宅の後見類型の受任可能数：20人（集計結果） ・後見人に対するのフォロー体制を充実させてほしい。 ・北上市だけでなく、近隣市町村からも専門職後見人依頼が増えている。 ・市民後見人の選定は、市民の権利意識の醸成に役立つ。 ・利用促進しても受け皿が限られている。受け皿を増やすことが先。 |
| 社会福祉法人向けアンケート | |
| 目的 | 法人後見の実施意向の把握など |
| 期間 | R5.8.17～R5.9.13 |
| 回収数 | ①高齢分野 6団体 ②障がい分野 2団体 ③社協 1団体 |
| 主な回答 | <ul style="list-style-type: none"> ・法人後見の必要性：必要→89%（8団体） ・実施に熱心あり：66%（6団体） 【関心がある理由】 ・「社会福祉法人」という事業の性質上、後見人が必要な利用者を見てきたからこそ、必要な制度と感じる。 【実施するための課題】 ・マンパワー不足 ・専門的知識を有する職員の高齢 ・財源の確保 |

| 障がい者団体へのヒアリング | |
|--------------------|--|
| 目的 | 制度に対する意向や課題の把握 |
| 期間 | R5.9 |
| 回収数 | ①手をつなぐ育成会 ②精神障害者家族会 ③通次脳機能障害者の会 |
| 主な回答 | <ul style="list-style-type: none"> ・中核機関に何が相談できるか分からない ・後見人を利用した際、お金の扱いをすべて相談しなければいけないのか、後見人によって判断が変わることをさけてほしい。 ・成年後見制度について、事例集を作成してほしい。 |
| 市民後見人養成講座に関するアンケート | |
| 目的 | 市民後見人の認知率、養成講座の参加意向などの把握 |
| 期間 | R5.8.1～R5.8.23 |
| 回収数 | ①民生委員 166名 ②自治支援員 8名 ③近所お助けサポーター 62名 |
| 主な回答 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人の認知率：知っている→13%（33人） ・市民後見人への興味：あり →37%（92人） ・養成講座への参加意向：参加したい→29%（73人） |

2. アンケート等調査結果から見える主な課題

- ◎ 成年後見制度、中核機関の周知不足
- ◎ 後見人のフォロー体制の充実
- ◎ 権利擁護の担い手（市民後見人、法人後見）の養成

【令和4年10月31日当局説明資料】

③ 主な質疑

ア 成年後見制度

I 手続き

Q 相談～書類作成の支援は、誰が担っているのか。担っている人のスキルは十分か。対象者が増えてきている中で対応する人数は十分か。

A 地域包括支援センター、相談支援事業者、権利擁護支援センターが担っている。人事異動もあり、常にスキルが十分かと聞かれると難しいのが実態。また、対応する人数についても十分とは言い切れない。

Q 裁判所に申立書を持って行くこと自体敷居が高いと考えるが。

A 同行はしていない。親族後見人になりたいケースは、裁判所でどういう業務かのビデオ視聴が必要になってくることから、裁判所に行くように助言している。申立自体は郵送でもできる。

II 取り組み

Q 今までやった取り組みの中での成果と課題として捉えた内容、次の取り組みとして考えていることは。

A 第1期計画で足りないところは第2期計画でもやっていきたい。今年度、行政書士会と連携してパルで勉強会を開催した。そこで無料相談会も開催し4名の相談を受けた。専門職に相談できる機会を確保したい。

Q 成年後見制度利用支援事業助成金の対象範囲は。

A 申立費用、後見人に支払う報酬が対象。生活保護受給者、住民税非課税で預貯金・現金及び有価証券の合計額が80万円以下の世帯が対象。

Q 市民が成年後見制度を知っている割合は頭打ちになると思う。むしろ必要な人やその周辺の人、民生委員などサポーター的な人たちが知っていること、その他の市民が知っていればいいよねという程度でいいのではないかと考えているが、そういうゴール設定ではなく、市民の大体が成年後見制度を知っている方がいいという認識でいいか。

A 第1期計画において、支援者がまず知っているかどうかということで、成果指標としてサービス事業所が知っているかどうかを設定している。市民は成年後見制度を知らないが、困ったときに我が事として捉えられないという状況がある。権利擁護はかなり広い括りになることから啓発をしていく必要があって、心づもりの中で成年後見制度は選択肢の一つとして周知していく必要があると考えている。事業所向けには引き続き周知し、付随する部分として一般市民に心づもりの意識の醸成は必要と考えている。

Q 中核機関はしっかり機能しているのか。どこで判断しているのか。

A 第1期計画の推進体制について、中核機関が事務局となるが、他の職種だったり地域連携ネットワークという連携の中で、全体で取り組みを進めていきたいと考えている。中核機関だけでやれるものではないと考えており、連携の強化はより一層必要であると思っている。これまで司法職と福祉職は連携がとれていない状態だったが、地域連携ネットワークを作ったことで連携がとれるようになった点は評価できる。

Ⅲ 後見人

Q 後見人と被後見人の相性の悪さで後見人が交替することはあるのか。

A 裁判所へ後見人交代の相談をすることになる。交代の相談をしても代わりの人は誰ですかという話になることから、中核機関で受任者調整機能があるので必要に応じて交代の支援はあり得るかと思う。最終的に決めるのは裁判所で、後見人の交代の申立をして認められれば交代できる。

Q 市内で後見人を変えたいと相談はあったか。そのときに誰に相談すればいいのか。

A 精神障がい者の被後見人が後見人とあわなくて変えてほしいと市に相談に来た事例としては1件ある。裁判所に相談しても次の候補者を見つけてくださいと言われた。難しいケースの人だと、次の担い手がない。実際、調整は難しい。

Q 後見人を受任できる市内の専門職の人数は。

A 弁護士4人、司法書士はリーガルサポート加盟の2人、岩手県社会福祉士会中部ブロックの会員15人（市内外）、行政書士会1人、社会労務士会2人。

Q 中核機関として、案件によって専門職後見人の候補者を決めているのか。誰が判断しているのか。

A 受任者調整会議で決めている。本人の支援者に集ってもらい課題を共有・協議し、中核機関から該当者に打診し了承を得られれば候補者として推薦する。

IV 制度

Q 成年後見制度を途中でやめる例はあるのか、やめるときの手続き、根拠。

A 後見人が病気等の都合により辞めることがあるが、次の後見人が選任される。被後見人でなくなるのは、判断能力の回復か亡くなるかである。

Q 資産を守る成年後見制度なのに、後見人への報酬の支払いで資産が減ってしまうのではないか。

A 資産が減っていくと、それに伴い後見人への報酬が減ることも見込まれる。扱う資産によって報酬が変わることから、あくまでも被後見人の資産の中で審判される。報酬の申立をしたときに資産がいくらかで審判される。後見人の仕事として財産管理があることから、被後見人が入っている施設を違う施設に変える、他の支援がないか検討するなど、資産が減らないように後見人が取り組む必要があると考える。

V 費用

Q 後見人への報酬は、定期的に見直しはあるのか。

A 年1回、裁判所に報酬付与の申立を行うので、扱う財産で裁判所が報酬額を決定する。この他、相続等の特別な業務を行ったときは追加で報酬が発生することになっている。

VI 利用のタイミング

Q 障がい者は、どの時点で成年後見制度を利用すべきと考えるか。親が親族後見人になるメリットはあるか。

A 家族で対応できるのであれば成年後見制度は不要と思う。親御さんが管理できなくなったとき、親御さんの自身の権利擁護もあることから、親御さん自身が任意後見制度を使う選択肢も出てくるかと思うが、家族で管理ができていないのにわざわざ利用しないといけないのかと皆さん悩まれている。担当として思うことは、早く利用すれば支援する人でチームができていて、親御さんが元気なうちに引き継げる。身上保護が大事かと思うので、親御さんの思いもしっかり引き継いでいくようなチーム

作りに寄与すると思う。

Ⅶ 法人後見

Q 法人後見に向けての検討状況。

A 社会福祉法人向けアンケートで確認した。費用（人件費）もかかることから地域連携ネットワークの中で働きかけを考えたい。

Q 社会福祉法人向けアンケートで法人後見実施に関心ある団体が6団体もあったが、法人後見拡充は地域連携ネットワークで行うのか。

A 社会福祉法人も地域連携ネットワークに入っていることから話はしたい。あくまでも意向の確認。費用等の課題もあることから、勉強会等で説明が必要と思うし、正しい理解の中で検討してもらいたい。

Ⅱ 市民後見人の育成

I 育成

Q 市民後見人育成の検討状況。

A 対象は市民、意欲・理解がある方を想定している。市民後見人養成後のフォローアップ、市民後見人の相談対応といった養成後の対応といった専門性が必要と考え、社会福祉協議会への委託を検討している。

Q 市民後見人育成の中核をどこにしようとしているのか。体制をどのようにしようと考えているのか。

A 社会福祉協議会へ委託を考えている。

Q 地域連携ネットワークの中核組織は権利擁護支援センターで、市民後見人の育成の中核組織は社会福祉協議会と考えているとあっていいのか。また、2つの中核組織が進めていくことになるのか。

A 市民後見人の養成と活躍・支援を社会福祉協議会に委託して進めたいと考えている。市民後見人の相談先が2カ所になると考えられるが、社会福祉協議会は地域連携ネットワークに入っている1つの組織であるから連携をとりながら対応していくことが考えられる。市民後見人を養成して市民後見人として受任されるまで期間が長くなると思われることから、活躍していただくのであれば社会福祉協議会で行っている法人後見や、日常生活自立支援事業の活用によりやりたい権利擁護業務ができることから、社会福祉協議会への委託のメリットは大きい。役割を分けながら、連携をとりながら進めたい。

Q 中核は権利擁護支援センターか。

A 成年後見制度の中核機関は権利擁護支援センターである。市民後見人を養成する機関ではなく中核になる、主として担っていくことを想定しているのは社会福祉協議会である。

Q 社会福祉協議会へのヒアリングで、今の体制では厳しいと聞いた。ま

ずは社会福祉協議会にお願いすることだけ考えているのか。

A 現段階では社会福祉協議会への委託を考えている。市民後見人の方が実際に後見人になったときのフォローアップ、相談の対応をしなければならないが、権利擁護支援センターは後見業務をしていないことから、細かいところの相談を受けるのが難しく、社会福祉協議会は法人後見をやっていることから市民後見人へのフォローができると思う。

Q 市民後見人養成講座の検討は地域連携ネットワークで検討するのか。検討の会議体を作るのか。

A これからの検討となる。

Q 社会福祉協議会への委託ができないときの考えはあるのか。

A 市内で委託できる団体は社会福祉協議会しかない。できないとなれば、権利擁護支援センターが直営でやるしかないが、より専門的な人もほしくなることからどうしていくか課題となる。また、スペース的な問題もある。

II 養成後の仕組み

Q 市民後見人養成講座後、市民後見人を本当にやりたい人を登録制にするのか。または幅広く市民後見人になる人を育成すると考えているのか。

A 想定しているのは養成講座の受講が終わった人で、市民後見人としてやっていきたい人をご理解いただいた人を名簿登録することを考えている。案件が出たときに推薦していく仕組みになると思われる。市民後見人が対応できる案件かどうかの評価がまず必要で、候補者として申立する必要がある。後見人候補者として申立しない限り検討のテーブルにも挙がらないのが、この市民後見人の審判の流れ。第2期計画で町田市社会福祉協議会のような仕組みを作りたい。市民後見人として活躍してくださる人を養成するのが大前提ではあるが、案件が来るか予測できないことから、名簿登録をしてすぐに選任されないときにもモチベーションの維持、活躍していただく場を作っていくことが必要。そういった活躍の場として社会福祉協議会の法人後見、日常生活自立支援事業での活用も考えられる。

III フォロー

Q 複数後見に関しては市としてどう考えているのか。

A 後見人は裁判所が選ぶ。市や親族の希望どおりになるものではないが、申立で複数後見を推薦できると思う。事案によるが専門職後見人と市民後見人の複数後見が望ましいと考えている。市民後見人どうしの複数後見は難しいと考える。

Q 市民後見人が受任した場合のサポート体制はどうするのか。

A 地域連携ネットワークを活用し一緒にチームを形成していくことから、各種専門職が関わりながら対応していくと考えられ、その中で弁護士などに相談も可能と思われる。市民後見人が情報交換する機会も社会福祉協議会への委託の内容に含めて考えたい。

IV 体制

Q 社会福祉協議会との協力も見込んで大変と言っていたが、権利擁護支援センターを一つの部署として独立の検討は難しいか。

A 今話しているのは、あくまでも第2期計画を作るための原案であり、成年後見制度利用促進審議会の専門職からの意見によって変わってくる。市民後見人を育成しなければならないと思って計画に盛り込んでいこうと思っているが、どこにというところはこの計画にはなく次で考えていく。

V スケジュール

Q 市民後見人の育成は次期計画の中になるのか、その次の計画になるのか。

A 次期計画の中でスタート、令和7年度とは考えている。市民後見人が後見人に近い関わり方を考えたとき、実践経験をし、モチベーションや知識を維持していただき、その上で市民後見人をやりたいと思ってもらえる仕組みが必要。社会福祉協議会はその体制がある。市民後見人の育成だけなら業者への委託でもできる。社会福祉法人としても法人後見をやらなければならないと思っているが、人的体制、財源が課題だが、例えば市民後見人養成講座受講者に非常勤でやってもらって知識を活かして携わってもらうことも可能かもと考えられる。直営となると異動もあることから、人材をある程度固定しないと持続性が担保できない。

VI 費用

Q 社会福祉協議会で何かしらの業務をすとなれば、人員の費用を増やす考えはあるか。

A 市で出すなど、考えていかなければならない。社会福祉協議会の自主財源は限られていることから人件費の一部を市で補助している。新たな業務として持続性を持って取り組んでもらうためには財政的な部分は市が持たなければならない。市が委託しているものは人件費、事業費を出し、社会福祉協議会がやらなければならない事業の人件費の8割を市が出している。

3 課題の整理

市担当課からの現状説明や地域包括支援センター、相談支援事業所からのヒアリング、視察の結果も踏まえ、現時点の課題を成年後見制度の活用3つ、市民後見人の育成・支援2つに整理した。

【成年後見制度の活用】

課題1 判断能力が不十分な人が活用できる制度として、成年後見制度が市民全体に理解されていない。

- ① 「令和4年度北上市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」で40歳以上の市民の認知度が3割にとどまっており、制度が市民に理解されていない。
- ② 成年後見制度は、市民にとって普段馴染みがないため理解されていない。

課題2 成年後見制度を必要とする人が増えているが、成年後見制度の利用に関して相談・支援できる体制が十分とは言えない

- ① 申立の手続き書類等が煩雑で申請のハードルが高い。
- ② 市民が裁判所に行って申し出ることには抵抗感がある。
- ③ 後見開始となってからトラブルが発生する事例が報告されている。
- ④ 権利擁護に関する相談件数が増えている。また、高齢者や障がい者が増加していることから今後成年後見制度利用者の増加が見込まれる。
- ⑤ 成年後見制度に対応する社会福祉士等専門職職員が不足している。
- ⑥ 成年後見制度は本人の権利を守る制度だが、マイナスイメージを持っている人が少なからずいて、制度利用につながらない。
- ⑦ 利用者の障がいの程度、認知機能の程度にあわせた情報提供がされていない。
- ⑧ 制度活用の費用（後見人への報酬含め）が多額というイメージがあり、不安を感じている。

課題3 法人後見を受任している事業所は市内で1か所に限られており、需要に応えられていない

- ① 社会福祉協議会の法人後見の対応は、他の福祉業務も抱えており現時点で拡充が難しい。
- ② 法人後見は組織的に継続した後見業務ができるため、成年後見制度の活用にあたって法人後見を求める声がある。

【市民後見人の育成・支援】

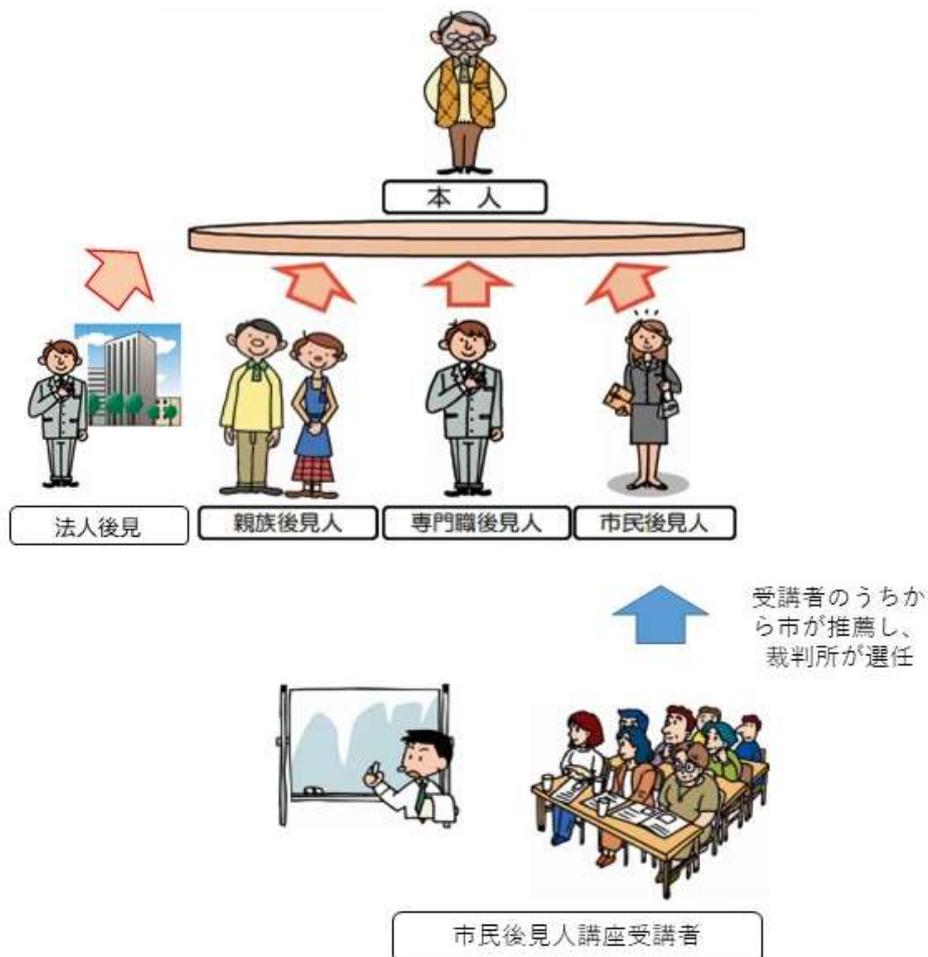
課題1 成年後見人の担い手の数が少なく、担い手として期待される市民後見人を育成する体制が確立していない

- ① 市民後見人の育成、役割、活用の場について主体的に協議する体制が明確になっていない。
- ② 市民後見人養成講座は、専門知識を得るためのカリキュラムの作成、継続的な講座実施、日中以外の講座開催などが必要であり、現体制で実施できる主体がない。

課題2 市民後見人の受任後のサポート体制を検討する必要がある

- ① 先進地視察の結果を踏まえると、市民後見人が受任後に様々な悩みを抱えるケースが見受けられる
- ② 運用上、市民後見人の受任後の役割が明確になっていない。
- ③ 先進地のように、市民後見人が受任後、悩みを相談できる仕組みを検討する必要がある。

【参考：後見人の種類と市民後見人の定義】



出典：裁判所リーフレットを引用し加工

4 提言（具体的な取組）

これまでの調査により、成年後見制度の利用が必要となる人は増えることが予想されている。市としてこれまでも成年後見制度の利用促進に取り組んでいるが、市民の理解度の向上及び利便性の向上は、今後力を入れていく必要があると考える。

また、後見人の担い手である市民後見人に関し、現在当市では育成されていないが、今後増える成年後見制度を利用する市民への需要に応えるために市民後見人を育成していくことは、市民の権利・財産を守ることに繋がると考える。

以上のことから次のとおり法人後見の拡充を含め「成年後見制度の活用」と「市民後見人の育成・支援」について、それぞれ提言する。

【成年後見制度の活用】

これまで成年後見制度の周知の工夫、連携の仕組みを構築し市民の成年後見制度の利用促進の取り組みは行われているが、今後、成年後見制度がより利用しやすくなるよう、制度の周知、支援する人の専門力等の充実、法人後見拡充に向けて次のとおり提言する。

提言 1 市民に対し成年後見制度のさらなる周知を図ること

- (1) 誰でも理解しやすい周知を実施すること
 - ① 動画やマンガなどを活用した成年後見制度の周知を検討すること。
 - ② 受け手を意識した発信ツールを使い周知を行うこと。（SNS、テレビ、ラジオ、紙媒体、ポスターなどを検討）

提言 2 必要とする方が成年後見制度をスムーズに活用できるよう支援者の専門力・コーディネート力・サポート力の向上及び充実を図ること

- (1) 利用促進のために権利擁護支援センターの体制強化をすること
 - ① 最初の相談から、家庭裁判所への申立に必要な書類作成の助言まで丁寧な対応を行い、本人や申立者に寄り添った伴走的支援をすること。
 - ② 増え続ける需要と、社会の変化によって起こる難しいケースに対して寄り添った対応が行えるよう社会福祉士等専門職員の増員を行うこと。
- (2) 制度の利用が必要な人、障がい者の保護者など対象ごとに理解できる機会を設けること
 - ① 障がい者や保護者などを対象とした学習会を実施すること。
 - ② 専門職による個別相談会を実施すること。

- (3) 成年後見制度利用の費用に関し引き続き丁寧な説明を行うこと
- ① 成年後見制度利用の費用は、対象者の資産に応じて決定されることを説明すること。
 - ② 資産がない人も制度の活用ができるよう、北上市成年後見制度利用支援事業の説明を行うこと。

提言3 成年後見制度の安定的な運用のため、法人後見拡充に向けて働きかけを行うこと

- (1) 法人後見の推進について研究すること
 - ① 法人後見の理解促進のため、社会福祉法人など団体向けの研修会開催を検討すること。
 - ② 社会福祉協議会の法人後見の拡充や、社会福祉法人などに法人後見の実施を働きかけること。

【市民後見人の育成・支援】

後見人の担い手として親族、弁護士・司法書士・社会福祉士など専門職、法人後見、市民後見人が挙げられる。市民後見人の育成に関しては、平成24年に法律で示され、全国でも市民後見人の育成が進められている。成年後見制度利用のニーズが増えることも予想されているが、当市においても専門職後見人が受任できる人数に限られている。後見人の担い手として、今後スムーズに市民後見人の育成が図られるよう、市民後見人育成に向けた協議に関する事、市民後見人の支援体制について次のとおり提言する。

提言1 市民後見人の育成及び受講者が活躍できる仕組みを関係団体と検討すること

- (1) 市民後見人育成の中心的役割を担う団体について、社会福祉協議会他、担い手となり得る団体と協議を開始すること
- (2) 市民後見人の一体的な育成・活用・サポート体制の構築を検討すること
 - ① カリキュラムの作成の際、専門家の意見を取り入れること。
 - ② 市民後見人育成講座実施に当たっては、オンラインの活用など希望者が受講しやすい環境を検討すること。
 - ③ 成年後見制度の周知など、受講者が活躍できる仕組みを検討すること。
 - ④ 受講者のスキルを維持する方法などを検討すること。

- (3) 市民後見人の育成や支援体制の仕組みの整理とともに、財政的な支援も検討すること

提言2 市民後見人の受任体制について広く調査・研究すること

- (1) 市民後見人の負担軽減について先進地事例等も含め広く調査・研究すること
- ① 専門職後見人と市民後見人の複数後見の必要性と役割分担について調査・研究すること。
- (2) 市民後見人が悩みを解消できる体制及び仕組みを調査・研究すること
- ① 状況に応じ弁護士など専門家の助言を受けられる仕組みを調査・研究すること。
 - ② 市民後見人が情報交換をする仕組みを調査・研究すること。